

# 令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和6年3月5日（火） 午後4時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、田中 朋子、松隈 久昭  
労働者代表：阿部 信幸、原口 享子、山田 功一  
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信
- 4 事務局  
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題  
(1) 大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について  
(2) その他
- 6 議事録

## 賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、藤本委員、鹿嶋委員、宮脇委員から欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には12名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきます。

議事に入ります前に、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。昨年11月1日付けで、労働者代表委員にご就任いただきました阿部信幸委員でございます。

阿部委員大変恐れ入りますが一言ご挨拶をお願いいたします。

## 阿部委員

はじめまして。U Aゼンセンの阿部でございます。よろしくお願いいたします。

賃金室長

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今から審議に入ります。

議題1「大分県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について」ですが、本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金の改正につきましては、例年6月に賃金実態調査を行い、その調査結果を10月に行われる金額審議の資料としておりますが、正式に改正申出が行われるのが7月末であり、賃金実態調査以後になることから、調査対象の産別を特定するために、改正申出の意向を前年度末までに表明いただき、審議会において調査対象業種の御確認をいただいております。

大分県におきましては、鉄鋼業をはじめ6業種について特定最低賃金を設定しておりますが、本日までに令和6年度もこれら6業種全てについて改正の意向である旨を表明した書面が、労働者側から労働局長あて提出されております。

労働者側からの意向表明の書面の（写）は、お手元に資料No.2として配付させていただいております。

会 長

では、令和6年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明をお願いします。

山田委員

お手元の資料のとおり、各産業の組織内部や連合大分としての検討の結果、意向表明をさせていただきます。

近年の地域別最低賃金は大幅な引き上げが続いております。業種ごとに若干の違いはありますが、特定最低賃金の優位性確保や必要性審議の取り組みが年々厳しさを増しているという状況です。

したがいまして、各産業における労働条件の向上と事業の公正競争を確保する観点から、当該産業の関係労使がイニシアチブを発揮し、賃金の絶対水準の引き上げと格差是正に向けて改正が必要であるとの結論に至り、本年度につきましても、例年と同様全6業種について改正の申し出をいたします。

とりわけ、各種商品小売業につきましては、7年連続で改正の必要性ありに至っていない、という状況に極めて大きな課題認識を持っております。

以上よろしくお願いたします。

会 長

ただ今、令和6年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側からご説明いただきました。

この意向表明に対し、何か質問、意見等はありませんか。

【意見等なし】

それでは、意向表明していただいた全6業種について、事務局は賃金実態調査を実施するようお願いいたします。

議題2「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

はい、2点ございます。

1点目は特定最低賃金の改正の関係です。

資料No.3を御覧ください。

大分県の特定最低賃金適用事業者数、労働者数を取りまとめたものです。特定最低賃金の改正に関する申出については、適用労働者数又は使用者数の1/3以上の合意があるなどの要件があることから、適用

労働者数等を労使双方で確認していただけるよう、意向表明後、速やかに事務局から当該特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使の方に通知することとなっております。

この資料は、令和3年経済センサスを基に、本年度の賃金実態調査結果等の最新情報を加味して作成したものでございます。

また、令和6年4月1日に、日本標準産業分類の業種区分の改定が行われます。改定に伴いまして、特定最低賃金の対象業種区分に変更を伴うなどの必要がありますのでその取扱いを説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

令和6年4月1日から日本標準産業分類の業種区分が一部改定されます。

特定最低賃金の対象業種が日本標準産業分類に基づいて定められていることから、令和6年度10月以降の特定最低賃金の金額改正手続きの際に、答申別紙や公示文に記載されている対象業種の表記等を変更する必要があります。

また、日本標準産業分類の文中に使用されているカンマ（,）を全面的に読点（、）」とする改定が行われていますので、特定最賃の件名、適用対象業種では、日本標準産業分類をそのまま引用記載することから、カンマを使用している部分を読点の記載へと変更する必要があります。

初めに産業分類区分の改定について説明いたします。

資料4の項目2「産業分類の改定の影響を受ける最低賃金」をご覧ください。

令和6年4月1日の産業分類区分の改定は多岐にわたりますが、全国の特定最賃において、改定の影響を受けるのは、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種類となります。大分で影響があるのは各種商品小売業ですので各種商品小売業の改定内容を説明させていただきます。

表の左が旧産業分類で改正前の産業分類となります。

上から2段目の中分類56をご覧ください。

大分県各種商品小売業特定最低賃金の産業区分は現在、「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」の2区分のみが対象業種となっています。

表の右をご覧ください。新産業分類、すなわち改正後の産業分類となります。各種商品小売業の細分類にコンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店が新たに加わっております。そのため、各種商品小売業は、改定前後においてその業種構成内容が違うことになっています。

以上が産業分類区分の改定になります。

続きまして、カンマから読点への改定について説明いたします。

資料4の項目1に記載の通り、令和6年4月1日に日本標準産業分類内のカンマの記載が読点へ変更されます。

カンマを使用するか、読点を使用するか、については、省庁間又は部署間等で記載方法の統一化がなされていなかった状況でございましたが、今般、令和4年1月11日の閣議において「公用文作成の考え方」が文化審議会建議に基づき示され、公用文では基本的に読点を使用するようになったことに伴いまして、今般の改定で読点への変更になったものです。

次に改正の手順について説明いたします。

各種商品小売業の産業区分改定に伴い、件名、産業区分の変更が必要となります。資料4の裏面、右半分の答申文イメージをご覧ください。各種商品小売業は、構成する業種が変更しておりますので、各種商品小売業という件名は使用できず、これまでと同様の各種商品小売業の業種を表すためには、ここに記載していますように「百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業」と具体的な適用対象業種を記載することになります。適用する使用者の項の適用対象業種の記載も同様です。

また、カンマを使用しています各種商品小売業以外の5産別については、カンマを読点へ変更する必要があります。

なお、これらの改正につきましては、特定最賃の金額改正を行った際に行うことになっていきますので、改正の必要性の有無審議で必要性なしとなった場合やそもそも改正の申し出が行われない場合は件名や業種変更の改正は行わないとなっています。

ただいま説明しました取扱いにつきまして対応が必要となるのは10月の特定最低賃金の金額審議の際になりますので、その際に改めまして事務局から説明をさせていただく予定をしております。

説明は以上でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

続いて、事務局から、他にありますか。

賃金室長

2点目として、令和6年度の審議日程について、ご説明をさせていただきます。

令和6年度の審議日程につきましては、令和6年度の第一回目の審議会で確定していただきますが、円滑な審議を行っていただくため、例年、最終の審議会で「翌年度の審議日程(案)」をご検討いただいているところでございます。

資料No.5「令和6年度審議日程(案)」を御覧ください。

大分県最低賃金の改正につきましては、基本案として、例年10月1日発効を予定した日程で計画しておりますが、令和6年度は、休日の関係で、8月5日答申の場合9月29日法定発効、8月6日答申の場合10月2日法定発効というように、答申日に対応する10月1日の法定発効日はございません。発効日につきましても審議会でお決めいただく事項となりますが、法定発効日より後の日付であれば、発効日を指定するという指定発効が可能でございます。

日程表の説明を続けます。

先ず、7月4日（木）13時30分から第1回目となる本審で、会長、運営規程、運営小委員会規定等の確認及び審議会確認事項の審議していただき、その後局長から大分県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。

これにより、7月26日（金）から大分県最低賃金専門部会を設置いたしまして、部会長の選出、運営規定の確認、参考人意見聴取などを行いたいと考えております。

その後、7月31日（水）13時30分から本審を開催し、中央最低賃金審議会からの目安額を伝達させていただき予定としています。

なお、目安伝達につきましては、中央最低賃金審議会の審議状況により日程が変更となる場合もございます。

目安伝達後は、8月5日（月）まで専門部会において金額審議を行っていただきます。

同じ日の8月5日（月）に金額審議が結審した場合は、16時00分から本審を開催し、専門部会の報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月21日（水）10時から開催される本審で異議審議を行っていただきます。なお地域別最賃につきましては、例年、異議の申出がなされている状況にあります。

なお、本年度は、8月10日の結審となりましたが、専門部会審議を10時から、本審を16時から開催させていただいたところです。

8月5日に結審とならなかった場合は、それ以降の日程につきましては審議状況により、随時調整させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次に、特定最低賃金の改正に係る日程（案）の御説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、令和6年12月25日統一発効を予定して、計画をしております。

まず、8月20日（火）13時30分から運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改正の必要性の有無について、参考人意見聴取などの御審議をいただき、必要性ありとなれば8月21日（水）10時から開催される本審で、局長から改正決定の諮問をさせていただきたいと考えております。

その後、9月25日（水）13時30分から、特定最低賃金合同部会を開催し、10月24日（木）まで各特定最低賃金専門部会で金額審議をしていただき、10月25日（金）13時30分から開催される本審で各部会からの報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合には、11月12日（火）10時から本審を開催し、異議審議を行っていただきます。なお、特定最低賃金につきましては、例年、異議の申出がない状況が続いており、申出がない場合には異議審議は開催されないこととなります。

令和6年度の最後の審議会として、令和7年3月5日（水）16時00分から本審を開催し、特定最低賃金の意向表明などを行っていただく予定としております。

以上が「令和6年度の審議日程（案）」でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

それではこれを令和6年度の審議日程案としたいと思います。

委員の皆様には日程の確保をお願いいたします。

会 長

このほか、全体を通して、他に何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

はい。

それでは、本日が本年度最後の審議になります。

令和5年度の大分県における大分県最低賃金、特定最低賃金につきましては、委員の皆様の御協力によりまして、それぞれ令和5年10月6日、令和5年12月25日に発効となりました。各委員の皆様に感謝申し上げます。

ありがとうございました。



それでは、事務局からお願いします。

賃金室長

はい。

ここで、本年度の大分県最低賃金審議会の終了にあたり、労働局長より挨拶を申し上げます。

労働局長

大分労働局長の佐藤でございます。

本日は本年度最後の審議会でございますので、一言、ご挨拶させていただきます。

大分地方最低賃金審議会委員の皆様方におかれましては、令和5年度の審議において真摯に御対応、ご尽力いただきましたことにつきまして、厚く感謝申し上げたいと思います。

令和5年度の最低賃金のご審議につきましては、政府が目指します経済の好循環施策の一つとして、地域別最低賃金における全国加重平均1,000円を掲げたことにより、今までになく地方の最低賃金が注目される形になりました。おそらくこの流れというものは、来年度以降も継続するのではないかというふうに思っているところでございます。

委員の皆様方には、このように地方の最低賃金が注目される中で、丁寧かつ、真摯にご審議をいただき、大分県の最低賃金は、目安額を6円上回る、45円の引き上げで改定発効することができました。

特定最低賃金におきましても、産業ごとに経済状況が異なる中での困難なご審議でございましたが、令和5年12月25日に統一発効することができました。あらためて、委員の皆様には厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、企業の賃上げ施策におきましても、労働局で所管いたします業務改善助成金がございますが、1月末時点の昨年同月比は1.8倍で伸びておりまして、労使関係者の皆様方のご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

大分労働局といたしましては、引き続き、中小企業・小規模事業者

が継続的な賃上げを行えるよう環境整備の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、審議会委員の皆様におかれましては、今後とも、労働行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、原口委員、藤野委員にお願いします。

確認委員	会 長	<u>井田 雅貴</u>
	労働者側委員	<u>原口 享子</u>
	使用者側委員	<u>藤野 久信</u>